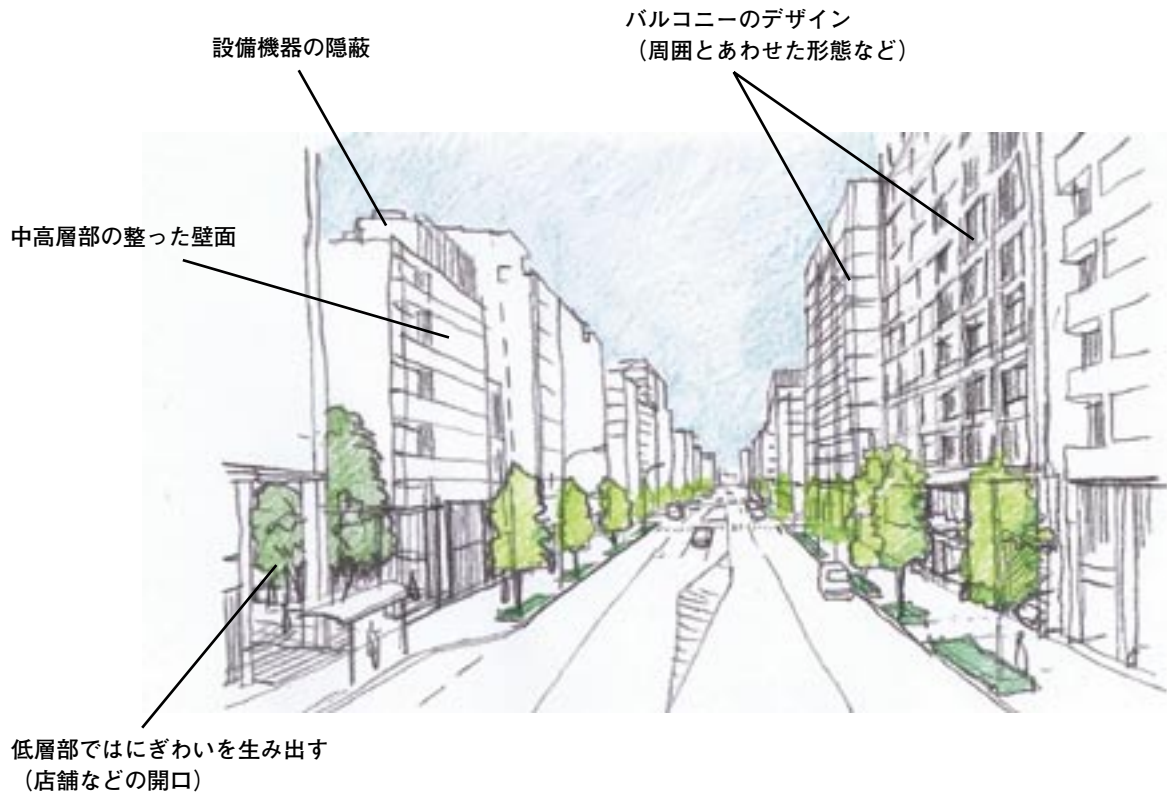
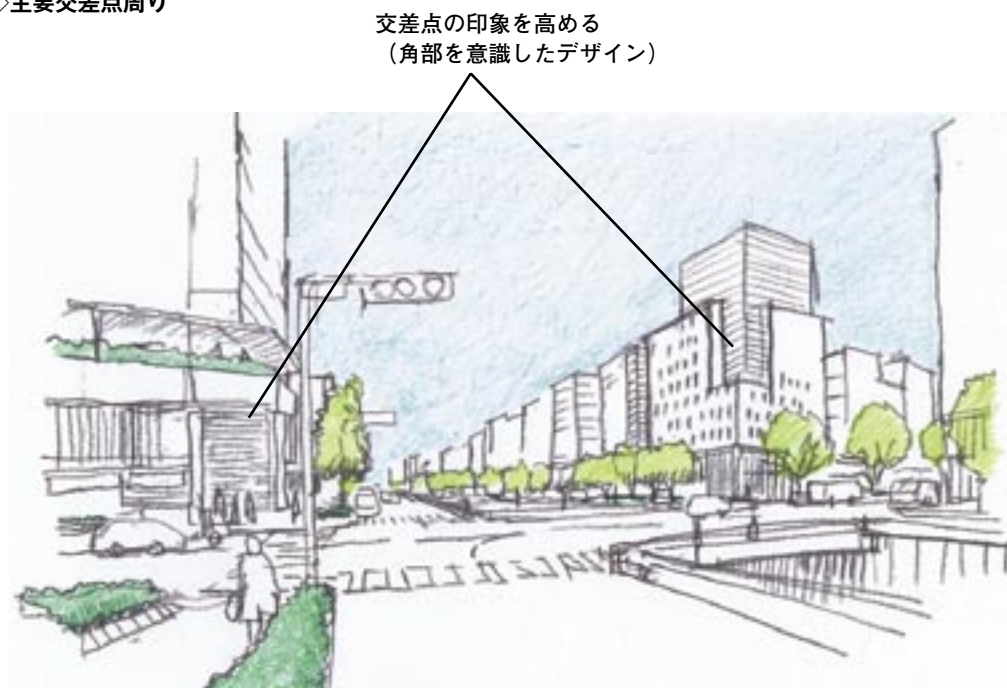


■図IV-23 配慮・工夫のイメージ



◇主要交差点周り



図IV-24 景観軸特定区域区間



5. 色彩に関する景観基準

(1) 色彩に関する景観基準の考え方

建築物等の色彩については、マンセル表色系^{*}による色彩基準を定め、色相毎に使用可能な色の明度と彩度の範囲を示します。

色相：いろあいを示します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP）とその割合を示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。

明度：色の明るさを示す割合で、明るさを0から10までの数値で示します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。最も明るい白が、明度9.5程度、最も暗い黒が明度1.0程度となります。明度が高いと白っぽい色となり、明度が低いと黒っぽい色となります。

彩度：色の鮮やかさを示す割合で、鮮やかさを0から14までの数値で示します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となります。逆に鮮やかな色彩の色ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色相の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。色相にもよりますが、中～高明度で高彩度の色は原色又は原色に近く、派手な色となります。

注) マンセル表色系で使用している色度図は、株式会社カラープランニングセンターの利用許諾を受けています。

ア. 色彩基準の基本的考え方

以下の方針に基づいて、色彩基準を設定します。

(ア) 暖色系で低彩度の色彩を基本

- 住宅地が主体となっている特性を踏まえて、落ち着いた色彩の誘導を図ります。そのため、原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色となじむ暖色系で低彩度の色を基本とします。

(イ) 区域毎の色彩基準設定

- 市街地の特性に合わせた色彩を誘導するため、住宅地（住居系用途地域）、商業地・住工混在地（非住居系用途地域）、特定区域の区分ごとに色彩基準を定め、特定区域については、目黒川沿川と山手通り沿道にそれぞれ色彩基準を設定します。

(ウ) 地域の基準や自然素材の色を尊重

- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で住民の合意に基づいて地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や自然素材を使用する場合については、これを尊重します。

イ. 区分毎の考え方

(ア) 住宅地

- みどりが多い住宅地の落ち着いた色彩を守るように、外壁基本色について鮮やかな色（高彩度）や暗い色（低明度）の色を規制します。

(イ) 商業地・住工混在地

- にぎわいを感じさせる色づかいを許容することとし、住宅地よりも鮮やかな色（高彩度）の使用を認めます。

(ウ) 特定区域（目黒川沿川）

- 目黒川沿川については、水面の色と川沿いのみどりと調和する、低彩度の色彩とします。

(エ) 特定区域（山手通り沿道）

- 中高層部については、中高層の建物が連続しつつあることを踏まえ、街並みのボリューム感を緩和するように白っぽい色（中～高明度）を誘導します。
- 低層部については、明度の低い建物も立地していることを踏まえ、商業地・住工混在地よりも明度の下限を引き下げます。

ウ. 配色割合を規制**(ア) 外壁基本色**

- 外壁の4/5は、基本色の基準に適合した色彩を用いることとします。

(イ) 外壁強調色

- 外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5まで、強調色の基準に適合した色彩を用いることを可能とします。

(ウ) アクセント色

- 外壁各面の1/20まで、色彩基準で示した明度、彩度の範囲外の色彩を用いることを可能とします。
- ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の1/5以内とします。

(エ) 屋根色

- 勾配屋根を設ける場合は、屋根色の基準に適合した色彩を用いることとします。ただし、陸屋根には屋根色の基準は適用しません。

エ. 色彩基準の例外**(ア) 地域の基準、自然素材等**

- 次のような場合については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。
- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 石材などの地域固有の自然素材（自然石のほか、質感の豊かなタイルやレンガ、木材など）を使用する場合
- 橋梁等で区民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの
- その他、良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画

(イ) 工作物

- 工作物の色彩については、他の法令等で使用する色が決められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないものは、色彩基準によらないことができます。

(ウ) ガラス

- 高彩度色と認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方を十分踏まえて計画する必要があります。

(2) 住宅地の色彩基準

ア. 色彩基準の考え方

- みどりが多い住宅地としての落ち着いた色彩を保全する色使いを誘導します。そのため、低い彩度の色を誘導します。
- 低層の住宅地が大部分であるため、屋根が景観形成の大きな要素となっています。そのため、屋根色を規制します。

イ. 色彩基準

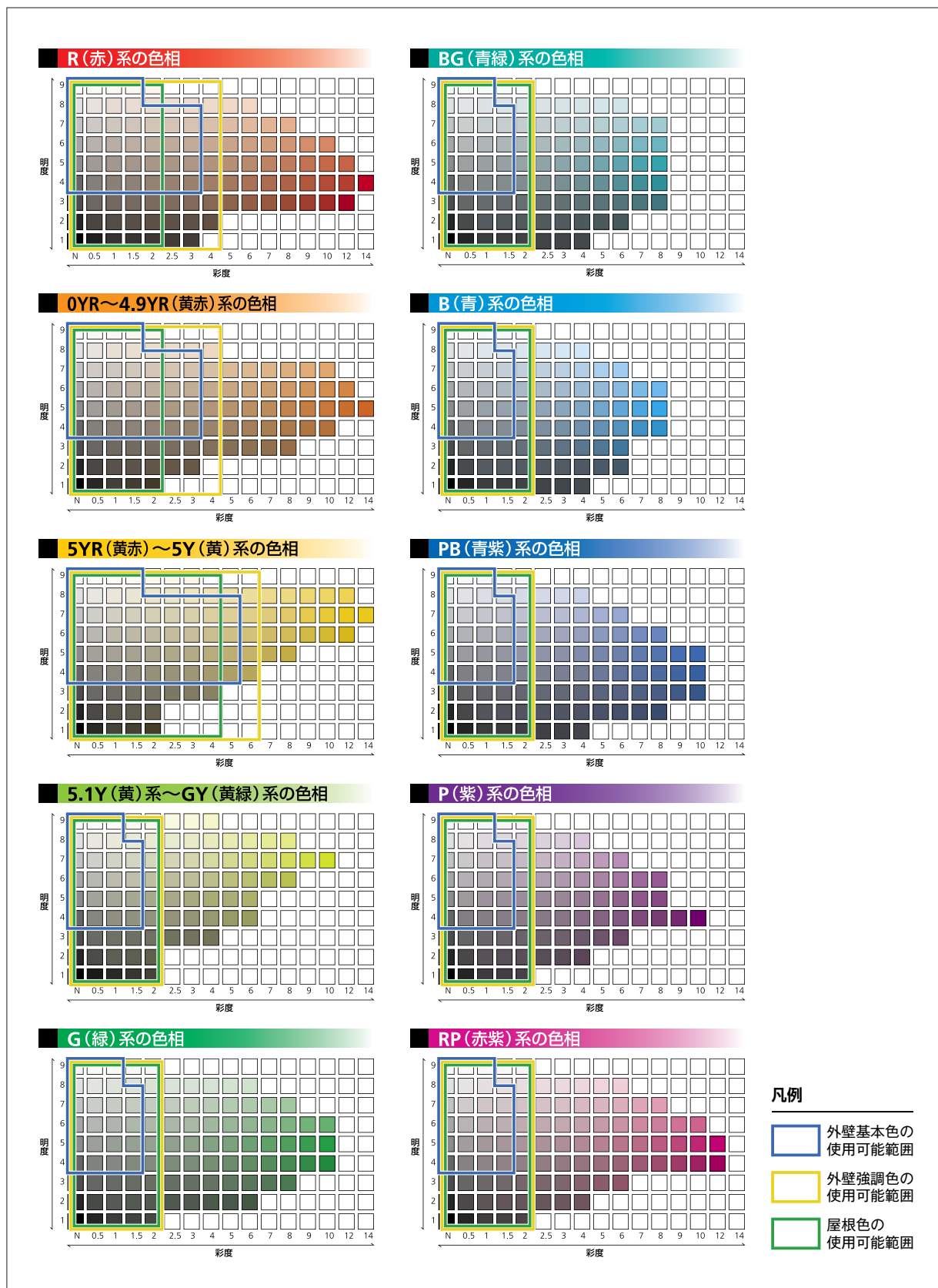
(ア) 塗装パターン

- 極端な、ストライプの塗装パターン・スポット状（水玉状）の塗装パターン・不規則な塗装パターン（迷彩色等）の使用を禁止します。

表IV-39 使用可能色

基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	5以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	1.5以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	5.0YR～5.0Y		4以下
	その他		2以下

■ 図IV-25 色彩基準による使用可能色（住宅地）



(3) 住工混在地・商業地の色彩基準

ア. 色彩基準の考え方

- 商業地としてのにぎわいや住工混在地の用途の多様性を感じさせる色づかいを許容します。そのため、住宅地よりも高い彩度の色づかいを認めます。

イ. 色彩基準

表IV-40 使用可能色

基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

注) 反射性の高いガラスや金属素材で無塗色のものについては、上記の色彩基準の対象外とします。

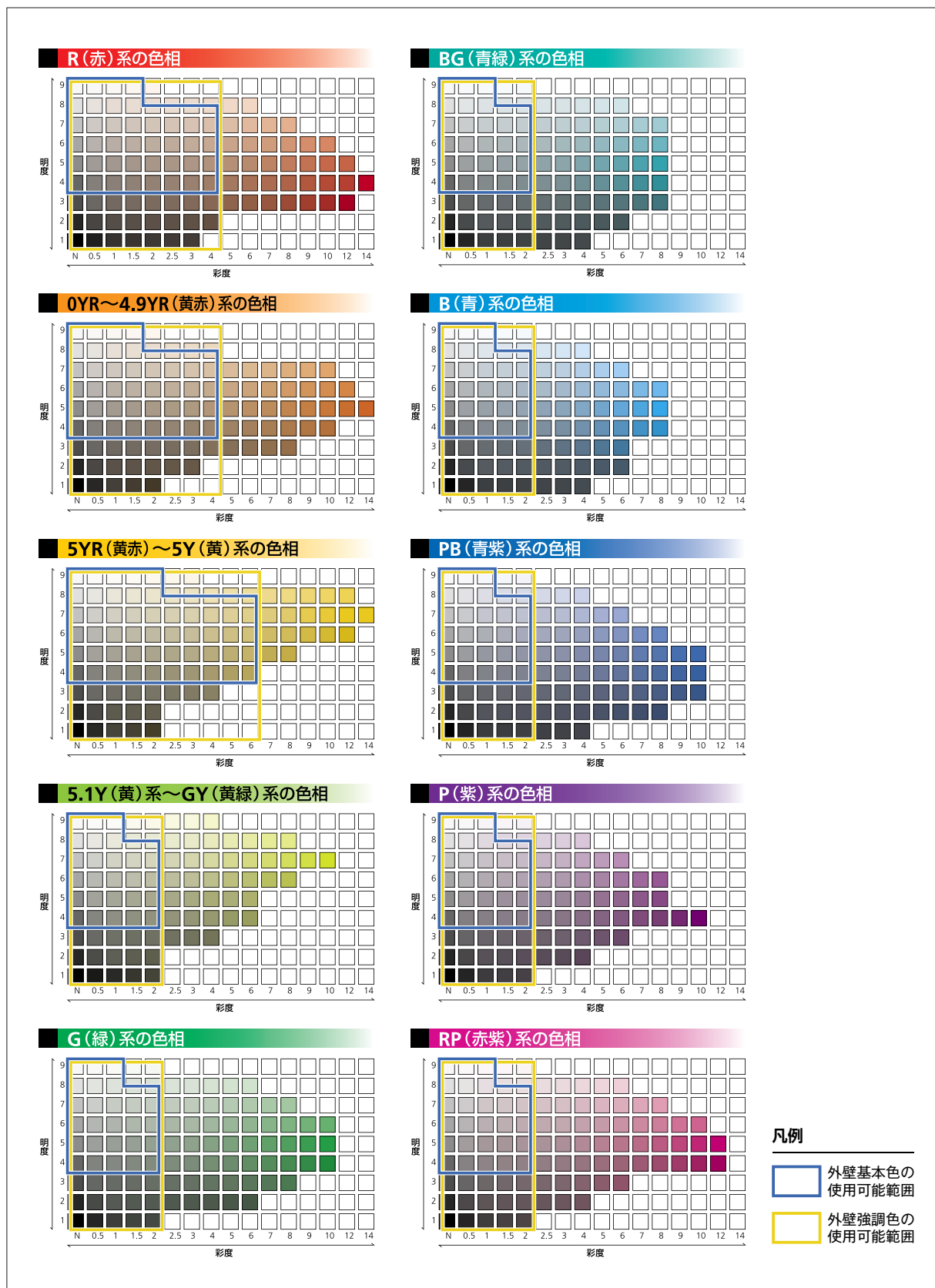


商業地(自由が丘)



準工業地帯(目黒川沿川)

■ 図IV-26 色彩基準による使用可能色（住工混在地・商業地）



(4) 特定区域：目黒川沿川の色彩基準

目黒川沿いは、現状の落ち着いた色使いを基調とし、以下の点に配慮した基準を設定します。

ア. 色彩基準の考え方

(ア) 現状の落ち着いた色使いを基調とする

- 桜並木等と調和している現在の無彩色や暖色系（ベージュ～茶）が基調の色使いを尊重します。中目黒公園以南においてはブルーグレー系なども混じる街並みとなっていますが、青系等を用いるときは周囲の街並み景観に十分に配慮します。

(イ) 川に向かって表情の豊かな街並みをつくる

- 川に面する低層部では長く続く単調な壁面をつくらないう色使いの面からも配慮します。低層部にアクセントカラーを用いることは可能ですが、できるだけ建築物外壁でなく庇、扉や建具、広告物等に配色するようにします。

(ウ) 大小の建築物が混じる街並みを考慮する

- 大規模な施設や高層ビルと中小の建築物が混じる街並みになっており、川から見通しのきくところも多くなっています。川沿いの大部分の区間は高度地区による絶対高さが17～20mであることから、そのラインを意識して街並みを整えていくための配色とします。

イ. 色彩基準

(ア) 高さによる基準設定

- 高層の建築物では川に面するまわりの建築物の軒線ラインや、高さ17～20mのラインを意識した色使いとし、それを超える高さの部分は、中層部までよりさらに低彩度、高明度の色となるようにします。

■表IV-41 使用可能色

- 強調色は原則として高さ20mをこえる部分には用いてはいけません。
- 屋根色は高さ20m以下の屋根、軒部分においても使用を可能とします。

基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	1.5以下
		8.5以上の場合	1.5以下
強調色	0R～4.9YR		6以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

注) 反射性の高いガラスについては、上記の色彩基準の対象外とします。

■ 図IV-27 色彩基準による使用可能色(目黒川沿川)

